

平成 30 年度 神崎市職員採用統一試験公告

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度神崎市職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、佐賀県内の市町・一部事務組合と統一して実施し、第二次試験は本市において行います。

平成 30 年 7 月 4 日

神崎市長 松本 茂幸

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務	5 人	一般事務に従事
一般事務（身体障がい者）	1 人	一般事務に従事
保育士	1 人	保育士としての業務

2 受験資格

試験区分	要件
一般事務	・平成 3 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の要件を満たす者に限ります。 ア 採用後に神崎市内に居住することができる者
一般事務（身体障がい者）	・昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の要件のすべてを満たす者に限ります。 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める手帳の交付を受け、その程度が 1 級から 6 級までの者 イ 自力による通勤が可能な者 ウ 介護なしに職務の遂行が可能な者 エ 活字印刷文による出題及び口頭面接に対応できる者 オ 採用後に神崎市内に居住することができる者
保育士	・昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次の要件のすべてを満たす者に限ります。 ア 保育士免許の取得者又は平成 31 年 3 月 31 日までに同免許取得見込みの者 イ 採用後に神崎市内に居住することができる者

学歴は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

平成30年9月16日（日曜日） 午前9時30分 集合

イ 試験会場

佐賀市緑小路1番1号

佐賀県立佐賀工業高等学校

※応募者多数の場合、会場を変更することがあります。

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分 共通	教養試験	120分 10:00～12:00	高校卒業程度の一般的知識及び知能についての5肢択一式40題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり）
	一般性格 診断検査	20分 12:20～12:40	公務員に求められる規範性・指導性・積極性等の資質特性をみる3肢択一150題の検査

別表 出題予定分野一覧表

【教養試験】

試験区分	出題予定分野一覧
全試験区分 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題） ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題） ※古文、哲学、文学、芸術等、国語（漢字の読み、ことわざ等）の出題はありません。

エ 第一次合格者発表

平成30年10月上旬（予定）に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

平成30年10月下旬から11月上旬に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

- ・面接試験
- ・作文試験
- ・健康確認

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

平成 30 年 10 月下旬から 11 月上旬に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、平成 31 年 4 月 1 日から原則として一年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

- (2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与

給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本市役所総務課又は千代田支所及び脊振支所の各総合窓口課で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書き、必ず 120 円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角型 2 号）を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続き

申込書に必要事項を記入し 62 円切手を貼り、写真欄に 6 月以内に撮影した本人の写真を貼って、本市役所総務課に提出してください。

保育士の場合は、保育士免許取得の確認をさせていただきますので関係書類を必ず持参ください。同免許取得見込みの場合は、保育士資格取得見込証明書等を持参してください。（コピーを取らせていただきます。）

一般事務（身体障がい者）の場合は、身体障害者手帳の確認をさせていただきますので手帳を持参してください。（コピーを取らせていただきます。）郵送による場合は、

身体障害者手帳の写しを同封してください。

(3) 受付期間

平成30年7月17日（火曜日）から8月17日（金曜日）まで、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送の場合は、平成30年8月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 問い合わせ先

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係

住 所 〒842-8601

佐賀県神崎市神埼町神埼 410 番地

電 話 0952-37-0100（直通）